

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月21日(木) 午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 農地利用最適化推進委員 12名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡田隆史
事務局次長 野口武士
主任 渡邊栄美 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、12月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	2番 小林容彰委員、5番 平井紘一委員 のご両人をお願い
	します。なお、本委員会への欠席通知は江原推進委員、
	齋藤推進委員より出されております。
	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の	
調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。農地法第4条の規定による許可申請
	について、ご説明いたします。
	520号では、自己用住宅敷地を拡張するものです。
	申請人が相続手続きを進める中で、土地の調査の際に、
	自宅の敷地の中に農地があることが判明しました。
	そのため、住宅敷の拡張として申請するものです。
	農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の
	集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
	第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、
	申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に
	規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、
	の例外に該当し、許可相当になるものと思われます。
	農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの
確実性等についても、問題ないと考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
5番	受付番号520号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、許可申請いたします農地は農業経営を拡張するためのもの
	であり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。
	また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。

	<p>なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p>
(議案第2号)	<p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし) 特に発言もないようですので採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>引き続き、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>513号では、自己用住宅を設けるものです。</p> <p>譲受人は、アパートで生活が手狭となってきたため、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、お互いの勤務地が羽生市内であるため、とても利便性が良く、自己用住宅敷として申請するものです。</p> <p>農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地でその規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。</p> <p>514号では、建売住宅を設けるものです。</p> <p>譲受人は、<input type="text"/>を営んでいます。</p> <p>申請農地の近くには、国道122号線や大型複合施設があり、生活環境も整い、需要が見込めるため建売住宅の建築を計画したところ譲渡人の了承を得られたことから、申請を行うものです。</p> <p>農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。</p> <p>515号では、住宅の建築を計画しております。</p> <p>譲受人は、<input type="text"/>を 行っている法人です。申請農地の周辺は、車による交通の便が良く、周辺は宅地化が進むなど、今後需要が見込めることから住宅の建築を計画したところ譲渡人の了承を得られたことから、建築条件付売買予定地の申請を行うものです。</p> <p>農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。</p>

516号では、貸太陽光発電施設を設けるものです。
譲受人は、
を
行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく
太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画した
ところ、譲渡人の同意を得られたことで、貸太陽光発電施設敷として
申請するものです。なお、国の再生可能エネルギーの固定価格買取
制度を利用しない非FITであり、設置した太陽光発電施設は、
譲受人が事業協定を結んでいる会社に売却、土地は譲受人の
が管理し、発電力は事業協定を結んでいる会社の
子会社（小売電気事業者）が自社消費を行う計画とのことです。
農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
517号では、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は、市外のアパートで生活しております。来春、子供が
産まれる予定もあり、住居が手狭となるため、自分達の家を
持ちたいと考えていました。譲渡人である父親に相談したところ
父所有の農地について、住宅建築の了承を得られたことから
今回、自己用住宅敷として申請するものです。
農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、
申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に
規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、
の例外に該当し敷地面積も500㎡を超えないものであり、
許可相当になるものと思われます。
518号では、一時転用として農地改良を行うものです。
譲受人は、
を行っている
法人です。申請農地は、水郷公園そばの観光農園地内であり、
水田を畑地化するものです。農地改良後は、農林公園の指定管理者
である
がじゃがいも、ほうれん草等の作付けを
予定しています。申請農地は、農用地区域（通称：青地）です。
原則として不許可相当ではありますが、例外として
申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の
一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当に□
なるものと思われます。
519号では、農業用施設を設けるものです。
譲受人は、
で
の生産をしております。従業員用駐車場を確保する
ため、このほど譲渡人の了承も得られたことから、申請農地を
農業用施設敷として申請するものです。申請農地は、
農用地区域（通称：青地）です。原則として不許可相当ではあり

	<p>ますが、申請事由が農業用施設であり、例外として、許可相当になるものと思われます。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
2 番	<p>受付番号5 1 3号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在の借り家が手狭になり、転居を考え、市街化区域では見つからず調整区域も希望に合う土地は難しく、苦勞いたしました。</p> <p>申請地は道路や排水も整備され、周辺施設にも恵まれているため満足いたしましたので、ご許可くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
8 番	<p>受付番号5 1 4号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>建売住宅を建設したく物件を探していたところ、所有者様から該当物件を紹介していただきました。静かで環境もよく、住むには最適地であると考え申請する次第です。ご迷惑をかけることはございませぬので、ご許可のほどお願ひいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
1 1 番	<p>受付番号5 1 5号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は を営んでいます。以前より</p> <p>当市において を行っており、分譲ができる土地を探していました。当該地は、交通の便や生活環境もよく、販売するにも適当であり、周辺農地にも被害を及ぼすものではないと判断しました。何卒、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

7番	受付番号516号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	新たな事業地を確保するため、埼玉県内においても開拓を進めていたところ、地権者様方との交渉が整い、十分な敷地があり近くに電柱があり、管理用車両が通行可能な道路に接していることから当該地を選定いたしました。申請地は、計画の事業規模、日当たりの観点からも適地であります。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
6番	受付番号517号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	来春に子どもが生まれる予定もあり、アパートが手狭になりこれを機に家を建てることを決心しました。実家に接している土地が余っているので、この場所に決めました。両親とも近くに住むことで支えあうことがしやすくなると思います。以上の理由で今回申請しますのでよろしくお願ひいたします。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
1番	受付番号518号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	申請地に隣接する道路の幅員が狭く交差点を曲がれないため、大型ダンプ、トレーラー等の通行ができません。
	農地に鉄板を敷いて、搬入路として使わせていただきます。
	農地改良の目的は水田を畑地化して、羽生市農林公園の指定管理者である、 がじゃがいも、ほうれん草等の栽培を行うものです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
10番	受付番号519号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）

	申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現状の事業所敷地内では来客用駐車場が6台しかスペースがなく従業員用駐車場を確保したく申請を行うものです。
	接面道路面も問題なく、農地への日照等の影響もないことから当該地を選定したものです。
	周辺農地の営農条件への影響がないようにします。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
農業委員	516号について、貸借の場合は責任はどこになるかを知りたい。
事務局	譲受人が維持管理をすると申しております。
	（発言なし）
議 長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。□
	続いて、事務局より諸報告等がありますのでお聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷5件、駐車場敷1件ございました。
	報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。57件ございました。
	報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました11月分でございます。
	5条が6件ございました。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	① 1月の農業委員会定例会について
	② 農地相談会について
	③ 視察研修について
	④ 研修会・北埼玉地区農業委員会

課 長	農作物被害の補助について
議 長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。</p> <p>令和6年 1月 25日</p> <p>会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____</p>	